

修 理 見 積 書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 円 (消費税込)

☒ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1) 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分) 円 (消費税込)

工事名称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)	備考
①	円	円	
②	円	円	
③	円	円	
④	円	円	
⑤	円	円	
⑥	円	円	
合 計	円	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

757,000円の範囲内

準半壊の場合：

367,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分に

ついで同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

千葉県富里市長 様

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

(※市町記入欄)

市町名	受付番号	受付担当者名

【記入例】修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 1,650,000 円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 757,000 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 893,000 円（消費税込）

例では、応急修理対象分の金額は165万円だが、
限度額75.7万円を超えることから、75.7万円を記

工事名称	金額 (消費税込)	応急修理対象分 (消費税込)（※2）	備考
① 屋根工事（ルーフィング、瓦交換）	800,000 円	757,000 円	
② 仮設足場	200,000 円	— 円	
③ 天井工事（天板、壁紙）	150,000 円	— 円	
④ 窓工事（サッシ交換）	200,000 円	— 円	
⑤ 床工事（床下断熱・下地板、床板交換）	300,000 円	— 円	
⑥	0 円	0 円	
合 計	1,650,000 円	757,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

757,000円の範囲内

準半壊の場合：

367,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分に

ついての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

千葉県富里市長 様

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	□□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	○×○×工務店
電話番号	* * * - * * * - * * * *
代表者名	○ ○ ○ ○

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏 名	○ ○ ○ ○

（※市町記入欄）

市町名	受付番号	受付担当者名

準半壊の記載例

【記入例】修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 650,000 円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 367,000 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 283,000 円（消費税込）

例では、応急修理対象分の金額は65万円だが、限度額36.7万円を超えることから、36.7万円を記載

工事名称	金額 (消費税込)	急修理対象分 (消費税込)（※2）	備考
① 屋根工事（瓦交換）	400,000 円	367,000 円	
② 仮設足場	150,000 円	— 円	
③ 窓工事（サッシ交換）	100,000 円	— 円	
④	円	— 円	
⑤	0 円	— 円	
⑥	0 円	0 円	
合 計	650,000 円	367,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

757,000円の範囲内

準半壊の場合：

367,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分に

ついての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

千葉県富里市長 様

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	□□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	○×○×工務店
電話番号	* * * - * * * - * * * *
代表者名	○ ○ ○ ○

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏 名	○ ○ ○ ○

（※市町記入欄）

市町名	受付番号	受付担当者名

修 理 見 積 書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 円（消費税込）

☒ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 円（消費税込）

工事内訳は別紙のとおり
(工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 757,000円の範囲内
準半壊の場合： 367,000円の範囲内

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること。

修理業者は内訳（見積もり）の作成にあたって、応急修理対象工事に○をつけるなど、対象を区分すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事を確認すること。

千葉県富里市長 様

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

（※市町記入欄）

市町名	受付番号	受付担当者名